

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 日

秋田市議会議長 川 口 雅 丈

秋田市議会規則第 2 号

秋田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秋田市議会傍聴規則（昭和43年秋田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第 8 条中「傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、議長」を「議長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他のやむを得ない事由により必要があると認めるとき」に改める。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第10条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号又は第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第11条各号を次のように改める。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しない状態にすること。
- (5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をするときは、他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第12条中「すみやかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月4日から施行する。